

豊中市上下水道局予定価格等事前公表実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市上下水道局が行う工事請負契約及び豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める委託契約の入札に係る予定価格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格及び最低制限価格。以下「予定価格等」という。）の事前公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(事前公表の対象)

第2条 事前公表の対象は、一般競争入札及び指名競争入札に付す工事請負契約及び管理者が定める委託契約とする。

2 豊中市上下水道局会計規程（平成19年豊中市企業管理規程第2号）第49条において準用する豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）第97条第2項及び前項に規定する管理者が定める委託契約は、次に掲げる委託契約とする。

- (1) 工事に係る設計、監理及び調査等委託契約
- (2) 測量調査委託契約（航空測量除く。）
- (3) 清掃及び警備業務委託などの労務提供型委託契約
- (4) その他管理者が特に必要と認める委託契約

(事前公表の内容)

第3条 事前公表を行う予定価格等は、消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。

(事前公表の時期)

第4条 事前公表の時期は、一般競争入札及び指名競争入札に係る現場説明書の配付時又は現場説明時とする。

(予定価格等の設定)

第5条 予定価格等を記載した書面は、封書を要しないものとする。

(入札回数)

第6条 入札回数は、1回とする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年10月1日から実施する。
- 2 当分の間、入札を適正に行うため特に必要と認めるときは、第2条及び第4条の規定にかかわらず、予定価格を当該入札を行う前に公表しないことができる。
- 3 当分の間、最低制限価格を設けた場合であつて入札を適正に行うため特に必要と認めるときは、第2条及び第4条の規定にかかわらず、当該最低制限価格を当該入札を行う前に公表しないことができる。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。